

年金だけ受給可能？

高年齢継続給付やめて

問

現在、雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金を受給している 65 歳未満の従業員が、近々老齢厚生年金を受け取れるようになります。「雇用保険の受給をやめて年金を満額受け取ることはできるのか」という質問を受けたのですが、このような措置を採ることは可能なのでしょうか。

退職などの事由が必要

答

60 歳代前半の老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付金の両方を受けられるときは、後者を優先し、年金の全部または一部が支給停止されます（厚年法附則 11 条の 6）。支給停止される年金額は、実際に支払われた賃金額にかかわらず、標準報酬月額をペースに算定されます。現行では、初回の高年齢雇用継続基本給付金の支給が認められると、その後に申請をしなかった場合でも、支給申請が可能な期間中は年金の一部支給停止は自動的に解除されない取扱いとなっています（日本年金機構）。①退職、②65 歳到達、③支給申請を行わなかった月以後に不支給決定等の雇用情報が提供されたとき—のいずれかに該当したときに一部支給停止が遡及して解除され、支給申請をしなかった期間中の老齢年金が支払われることとなります。